令和6年度

安全・快適住まいづくり支援事業 瞬間



令和6年4月10日 (水) ~令和7年1月31日 (金) ただし、先着順とし予算額に到達次第受付終了します。 受付期間

8時30分~17時15分 ● 受付時間

妙高市役所、妙高高原支所、妙高支所 ● 受付場所

10万円以上のゼロカーボン推進工事に

最大15万円分の「地域商品券」を交付します!

● 補助金額

耐震対策工事に

最大100万円を交付します!

昨年度から次の内容が変更になりました!

- ゼロカーボン推進工事に遮熱シェード設置工事が追加されました。
- 耐震対策工事に除却工事(市内に建替え又は住替えに伴い、既存住宅を除却する工事) が追加されました。
- 補助対象者の所得条件(世帯員全員の所得合計1,000万円未満)を廃止しました。

【地域商品券の注意事項】

- ・地域商品券は補助金申請したゼロカーボン推進工事等の代金の支払いには使用できません。
- ・地域商品券の引換は申請者本人または家族のみとし、引換時身分証の提示をお願いします。

手続きの流れ

① 交付申請



補助金 交付申請書を市へ提出

(添付書類は、見開きP3の8、P4の8. 交付申請をご参照ください。)

(1)※受付期間:令和6年4月10日(水)~令和7年1月31日(金)

ただし、先着順とし予算額に到達次第受付終了

② 交付決定



市の審査終了後、「交付決定通知書」が市から郵送されます。

③ 工事着手



交付決定通知書が届いたら、工事に着手してください。

- * 工事施工中、工事完了時の写真撮影をお願いします。
- (3) * 申請内容に変更が生じた場合は、「内容変更申請書」の提出が必要となる場合がある ので建設課までご連絡ください。

④ 工事完了



工事が完了したら速やかに「実績報告書」を提出してください。

4 (添付書類は、見開きのP3.9、P4.9.実績報告書をご参照ください。)

※最終報告期限:令和7年2月28日(金)

⑤ 額の確定



- 実績報告書の審査終了後(市が必要と認める場合は、現場検査を行います。)、 (5)
 - 「額の確定通知書」及び「地域商品券引換券」が市より郵送されます。

⑥ 商 品 券 の交付

- 地域商品券引換券で、『地域商品券』が交付されます。
 - * 交付場所:新井商工会議所、妙高市商工会

地域商品券は、妙高市内の利用可能店舗でご利用ください。

- * 使用期限: 令和7年3月31日(月)まで(期限を過ぎると無効となります。)
 - * 商品券の額面は500円で、おつりはでませんのでご注意ください。

⑦商品券 の利用

① ゼロカーボン推進工事

<u>1.補助金</u>の総額

1800万円

受付期間:令和6年4月10日(水)から

令和7年1月31日(金)まで

ただし、先着順とし予算額に到達次第受付終了。

2. 対象工事費

10万円以上(税込み)の工事が対象です。

3. 補助率・限度額

補助金は全額「地域商品券」で交付されます。

〇 補助率

一般世帯 : 工事費の<u>1/5</u> 要援護世帯: 工事費の<u>1/2</u>

○ 限度額: 15万円

○太陽光発電及び蓄電池の補助単価

太陽光発電:太陽電池出力 3万円/kw 蓄電池 :蓄電池容量 3万円/kwh ※太陽電池出力5kw以上及び蓄電池容量

※太陽電池田ガンドW以上及び番電池谷里 5kwh以上の設置工事が対象となります。

※同時設置の場合の補助金額は、<u>30万円となり</u> ます。

※ 1万円未満の端数金額は、切り捨てとなります。

4. 補助対象住宅

専用住宅、併用住宅(居住部分が1/2以上) ※既存住宅のみ対象

5. 補助対象者

【一般世帯】

- ① 市内に住所を有する方又は市内に転居する意思 を有する方
 - ※市内に転居する意思を有する方の場合は、 居住する旨の誓約書が必要です。
- ② 申請時において世帯員各々が市税等を滞納して いない方

【要援護世帯】

上記 ①② 共通

- ③ 以下の世帯のうち、当該世帯全員の市民税が非課税の世帯
- (a) 高齢者世帯:世帯全員が満65歳以上
- (b) 障がい者世帯: 世帯主が障がい者(1級~6級)
- (c) 精神障がい者世帯:世帯主が精神障がい者 (1級~3級)
- (d) ひどり親世帯:ひとり親+18歳以下児童のみの世帯
- (e) 生活保護世帯:生活保護法該当世帯
- (f) 中国残留邦人世帯:中国残留邦人支援法 該当 世帯

6. 施工業者

補助対象となる施工業者は以下のいずれかです。

- ① 妙高市内に本社、本店がある法人 (個人事業者も可)
- ② 住宅を新築した市外業者がゼロカーボン推進工事を行う場合は、当該業者も可とします。

【市外業者が施工する場合】

申請書に、住宅を新築した際の契約書の写し又は、 「建築証明書」を添付してください。

7. 対象工事

※既存住宅のみ対象 (新築住宅は対象外)

【①屋根及び外壁、床の断熱化】

- ・既存屋根(天井)や外壁の断熱材を撤去し、外張り 断熱材又は敷込断熱材等を施工する工事
- ・既存の外壁材の上から一定の品質性能を有する外壁 材を張る場合、又は断熱材と一体化した外壁材に張 り替えする工事

【②屋根及び外壁等の遮熱化】

•屋根や外壁面の温度上昇を抑制するために遮熱塗料 等の塗布や遮熱材の張込み等をする工事

【③サッシの断熱化等】

- ・既存のガラスを複層ガラス等に交換する工事
- ・既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置する工事
- ・経年劣化したサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓 を取り付ける工事
- ・経年劣化したドアや引戸を取外し、新しい断熱ドア や引戸を取り付ける工事
- ・ 遮熱カーテン、遮熱ブラインド、遮熱ガラスフィルム、遮熱シェードを設置する工事
- ※①~③までの使用材料は、全てJIS規格等の認定品を使用してください。

【④既存照明のLED化】

• 住宅内の既存照明器具をLED照明器具に取替えする工事。又配線工事が伴わない照明器具本体若しくは蛍光管等の取替えによるLED化も可とし、JIS規格等の認定品を使用してください。

【⑤太陽光発電システム】

- ・太陽電池の最大出力が5kw以上の太陽光発電システムを設置する工事
- (a) 太陽電池モジュールを既存住宅の屋根等に設置するもの
- (b) 太陽光発電の電気が、当該設備が設置される住宅において消費されること。
- (c) 未使用のもの(リースは対象外)

【⑥蓄電池システム】

- 蓄電容量5kwh以上の蓄電池システムを設置する 工事
 - (a) 常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電池システムに充電するとともに充電した電力を当該住宅で消費するもの。
- (b) 未使用のもの(リースは対象外)

【⑦省エネ型エアコン】

・統一省エネラベルの省エネ基準達成率100%以上の 製品の設置工事

【⑧省エネ型衛生器具】

・節水型便器や統一省エネラベルの省エネ基準達成率100%以上の製品の設置工事

【⑨高効率給湯器】

• 統一省エネラベルの省エネ基準達成率100%以上の 製品の設置工事

【⑩家庭用燃料電池】

一般社団法人燃料電池普及促進協会の登録機器の設置工事

対象工事の詳細については、建設課建築住宅係にお問合せください。

8. 交付申請

【交付申請書 添付書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 工事見積書
- ④ 工事着手前写真
- ⑤ 図面(案内図、平面図、立面図等)
- ⑥ 使用材料の品質証明書
- ⑦ 補助対象の製品であることが証明できるもの

※補助対象者であることを証明する書類の提出を求める場合があります。 ※市外業者の場合…住宅新築時の契約書の写し又は建築証明書

9. 実績報告書

【実績報告書 添付書類】

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 工事代金領収書の写し
- ⑤ 着手前、施工中及び完成後の写真
- ⑥ 施工証明書

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認めた場合は、現地の確認検査を行います。

工事費用の精算後1ヶ月以内に提出願います。 実績報告書提出期限:令和7年2月28日(金)

10. 地域商品券

【地域商品券の交付】

妙高市から郵送された「地域商品券引換券」を、 新井商工会議所、妙高市商工会のいずれかにお持 ちいただき、「地域商品券」の交付を受けてくだ さい。

【使用期限】

令和7年3月31日(月)まで

期限を過ぎると地域商品券は無効となります。

【地域商品券の注意事項】

- 地域商品券は補助金申請したゼロカーボン推進 工事等の代金の支払いには使用できません。
- 地域商品券の引換は申請者本人または家族のみとし、引換時に身分証の提示をしてください。

② 耐震対策工事

1. 補助金の総額

300万円

受付期間: 令和6年4月10日(水)から 令和7年1月31日(金)まで

ただし、先着順とし予算額に到達次第受付終了。

2. 対象工事費

耐震補強工事:補強設計費と補強工事費

の合算金額(税込み)

除却工事:除却工事費(税込み)

※市内建替え等に伴い、昭和56年以前に建てられ、 耐震強度が基準値以下の既存住宅を除却する工事

3. 補助率・限度額

補助金は15万円までを「地域商品券」で、残金は現金により交付されます。

【耐震補強工事】

〇 補助率

旧耐震: 工事費の<u>1/2</u> 新耐震: 工事費の<u>1/3</u>

○ 限度額: <u>100万円</u>

【除却工事】

〇 補助率

除却工事費の1/4

○ 限度額:<u>50万円</u>

※要援護世帯が実施する場合は、限度額に10万円を加算します。

※1万円未満の端数金額は、切り捨てとなります。

4. 補助対象住宅

耐震補強工事

妙高市木造住宅耐震化推進事業実施要項第2条 に規定する耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7未満と診断された住宅。

除却工事

昭和56年以前に建てられ、妙高市木造住宅耐震化推進事業実施要項第2条に規定する耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満又は、簡易耐震診断の結果、評点の合計が7以下の住宅

5. 補助対象者

【一般世帯】

- ① 市内に住所を有する方又は市内に転居する意思を有する方
 - ※市内に転居する意思を有する方の場合は、 居住する旨の誓約書が必要です。
- ② 申請時において世帯員各々が市税等を滞納して いない方
- ③ 自己が居住する住宅で耐震診断を行い、耐震補強 設計、耐震補強工事を行う方

【要援護世帯】

上記 123共通

- ④ 以下の世帯のうち、当該世帯全員の市民税が非 課税の世帯
- (a) 高齢者世帯:世帯全員が満65歳以上
- (b) 障がい者世帯: 世帯主が障がい者(1級~6級)
- (c) 精神障がい者世帯:世帯主が精神障がい者 (1級~3級)
- (d) ひとり親世帯: ひとり親+18歳以下児童のみの世帯
- (e) 生活保護世帯:生活保護法該当世帯
- (f) 中国残留邦人世帯:中国残留邦人支援法 該当 世帯

6. 施工業者

補助対象となる施工業者は以下のいずれかです。

- ① 妙高市内に本社、本店がある法人 (個人事業者も可)
- ② 住宅を新築した市外業者が耐震対策工事を行う場合は、当該業者も可とします。
- ③ 耐震診断及び補強設計を実施した法人(個人事業者でも可)を可とします。

【市外業者が施工する場合】

申請書に、住宅を新築した際の契約書の写し又は、 「建築証明書」を添付してください。

7. 対象工事

【①部分補強工事】

・耐震診断(※1)の結果、上部構造評点がO.7 未満と診断された住宅について、上部構造評点をO.7以上、又は2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とする補強工事

【②全体補強工事】

・耐震診断(※1)の結果、上部構造評点が1. O 未満と診断された住宅について、上部構造評 点を1. O以上とする補強工事

【③シェルター設置】

・耐震診断(※1)の結果、上部構造評点が1. O未満と診断された住宅について、住宅が倒壊した場合でも、居住者の生命を守る強度及び機能を有する箱型の構造物で1階に設置することができ、公的機関の認定を受けたもの、又は他の地方公共団体においてその安全性を確認し、補助対象としているものの設置

【④防災ベッド設置】

・耐震診断(※1)の結果、上部構造評点が1.0 未満と診断された住宅について、住宅が倒壊 した場合でも、居住者の生命を守る強度及び 機能を有するベッドで1階に設置することが でき公的機関の認定を受けたもの、又は他の 地方公共団体においてその安全性を確認し、 補助対象としているものの設置

【⑤除却工事】

- ・昭和56年5月以前に建築された住宅で、耐震診断(※1)の結果上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断(※2)の結果、評点の合計が7以下の対象住宅について、除却を行うもの(市内に建替え又は住替えを伴うものに限る)
- ※1) 耐震診断は無料で実施しています。申請前に 必ず妙高市が行う耐震診断を受けてください。
- ※2)簡易耐震診断…地震に対する安全性を評価することをいい、国土交通省住宅局監修 一般財団法人日本建築防災協会リーフレット「誰でもできる我が家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づくものをいう。

8. 交付申請

【交付申請書 添付書類】

- ■部分・全体補強工事
- ① 補助金交付申請書(耐震対策工事)
- ② 事業計画書
- ③ 工事見積書
- ④ 耐震診断結果報告書の写し
- ⑤ 図面(案内図、耐震補強計画図)
- ■シェルター・防災ベッド設置
- 上記①~④共通
- ⑤図面(案内図、設置計画図)
- ⑥公的機関の認定証等の写し
- ■除却工事
- 上記①~③共通
- ④耐震診断結果報告書の写し又は簡易耐震診断問診票の 写し
- ⑤現状写真(外観・内観)
- ⑥誓約書(指定様式)
- ⑦施工業者の建設業許可通知書又は解体工事業登録通知 書の写し
- 8同意書(指定様式)
- 9空き家を購入した場合は契約書の写し
- 【注意事項】申請書提出期限:令和7年1月31日(金)まで。

9. 実績報告書

【実績報告書 添付書類】

- ■部分・全体補強工事、シェルター・防災ベッド設置
- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 工事代金領収書の写し
- ⑤ 着手前、施工中及び完成後の写真
- ⑥ 施工証明書
- ⑦ 耐震補強設計の内容が基準に適合していることを社 団法人新潟県建築士会上越支部が確認した旨の書類

■除却工事

上記①~⑥共通

以下、当てはまるもの

- ・現地建替えの場合は、新築工事契約書の写し
- ・移転建替え、住替えは、転居後の住民票
- ・空き家を購入し建替えた場合は新築工事契約書の写し

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認めた場合は、現地の確認を行います。

工事費用の精算後1ヶ月以内に提出願います。 実績報告書提出期限:令和7年2月28日(金)

10. 地域商品券

①ゼロカーボン推進工事と共通

※耐震対策工事の場合は、補助限度額のうち、15 万円を地域商品券、残金は口座振込となります。

※耐震診断の判定結果の見方や耐震補強の種類、除却工事については次ページを参考にしてください

★ 耐震診断の結果は、「上部構造評点」で判定されます。 1.0未満と判定された住宅は、耐震補強工事をおすすめします。

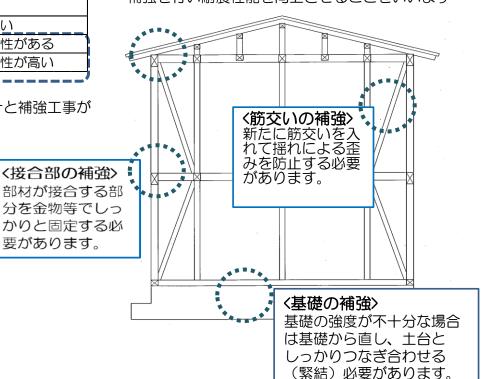
【上部構造評点の考え方】

	上部構造評点	判定
	1.5以上	倒壊しない
Ī	1.0以上~1.5未満	一応倒壊しない
	0.7以上~1.0未満	倒壊する可能性がある
T	0.7未満	倒壊する可能性が高い
1		

上部構造評点を1.0以上とする補強設計と補強工事が必要となります。

【耐震補強工事とは】

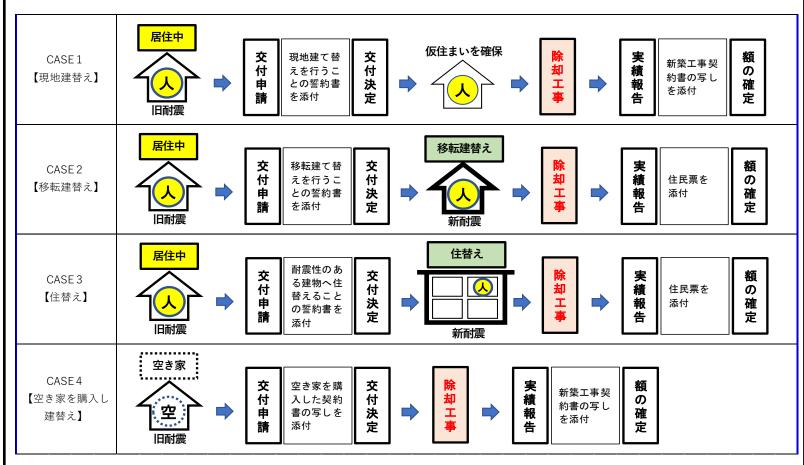
補強工事は、耐震性が不十分な住宅に、次のような補強を行い耐震性能を向上させることをいいます



☀補助対象となる除却工事

【除却補助における交付申請から事業完了までの流れ】

昭和56年5月以前に建築された住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断の結果、評点の合計が7以下の対象住宅について、除却を行うもの(市内に建替え又は住替えを伴うものに限る。)



** よくある質問 Q&A **

Q1:市外業者は補助対象とならないのですか?

A1:住宅を新築した業者が市外業者で、その業者が当該工事を施工する場合に限り、市外業者であっても 補助対象となります。その場合は、交付申請時に、住宅を新築した際の工事請負契 約書の写し又は、 施工した業者の「建築証明書」を添付してください。 また、耐震対策工事は、耐震診断等を実施した法人(個人事業者でも可)も可とします。

Q2:過去に住宅を増築し、大規模なリフォームを行ったのは市外業者です。今回の工事は、その市外業者で行うことができますか。

A2:市外業者が補助対象となるのは、住宅を新築した時の業者に限ります。過去に増築やリフォームを行った業者であっても、市外業者の場合は対象となりません。

Q3:個人事業者で、自宅は市外にあり、妙高市には作業場のみがあります。市内業者として扱えますか。

A3:市外業者に該当するため、補助対象になりません。市内業者とは、妙高市内に本社・本店がある法人又は、 妙高市に住民登録している個人事業者であり、市外に住民登録し、作業場のみを市内においている場合など は該当しません。

Q4:民宿を経営し、自宅も兼ねています。補助事業を利用することができますか。

A4:住宅に店舗や事務所又は借家などを併設した併用住宅も対象となります。ただし、延べ床面積の1/2以上を居住の用に供し住宅として使用している部分にかかる費用のみが補助対象となります。玄関やトイレなど共用している部分や、屋根、外壁など分けることができない部分の工事費は、住宅として使用している部分と延床面積による按分で補助対象経費が算出されますので、併用住宅で申請する場合には、用途区分がわかる図面等を必ず添付してください。

Q5:申請者本人が、自宅の工事を行う場合は、材料費などが補助対象となりますか。

A5: なりません。施工業者と契約して行う工事が補助対象となります。

Q6: 別宅に住む子供が、親の住宅の工事を行うため、申請者となることができますか。

A6: 住宅の所有者が子供であれば申請者となることができます。 申請者は、対象住宅の所有者、又は居住している若しくは居住することが確実な方になります。

Q7:申請に必要な写真は、どのような写真ですか。

A7: 工事の着手前、施工中、完成時の写真を実績報告書に添付してください。着手前と完成時の写真は、同一方向、同一部位で撮影され、比較対象ができるものとしてください。施工中の写真は、施工手順や隠ぺい部が確認できる写真をお願いします。

Q8: すでに着手している工事又は、完了している工事は申請できますか。

A8:できません。着手前に交付申請し、交付決定通知書が届いた後に、工事着手してください。

Q9:妙高市の他の補助金を受けてリフォーム工事を行います。支援事業補助金と併用できますか。

A9:補助金の種類により併用できないものもあります。事前にお問合わせください。 他の補助金を受けて行う部分は、支援事業補助金の対象経費からはずれますので、交付申請時の見積書は 該当する工事費を削除したものを添付してください。

【併用できない補助金事業】

妙高市家族と環境にやさしい住宅取得等支援事業、妙高市障がい者向け住宅整備補助事業、 妙高市地域脱炭素移行・再工ネ推進事業 等 Q10:ゼロカーボン推進工事と耐震対策工事を同時に申請することはできますか。

A10: 同時申請はできます。同一様式で申請できますが、各工事における添付書類が必要となります。

Q11:複数回申請できますか。

A11:ゼロカーボン推進工事は一年度につき1回。耐震対策工事は通年を通して一住宅に対して1回を限度とします。

Q12:以前に市の補助事業でリフォームした工事を再リフォームする場合も補助対象になりますか。

A12:補助対象工事にはなりません。前回リフォームした箇所と違う箇所であれば申請できます。

ゼロカーボン推進工事について

Q13: 断熱改修工事で金属系の外壁材の張替えだけで補助対象となりますか。

A13:補助対象となるのは、外断熱や内断熱といった工法で断熱改修を行う場合、金属系サイディング(裏打材有)を使用し、既存外壁材の上から張る工法で改修した場合、断熱材と一体となった建材で張り替えて行う場合です。※外壁材には様々な種類がありますので、詳しくは、建設課にお問い合わせください。

Q14:屋根や外壁の塗装工事は補助対象となりますか。

A14:通常の塗装工事では補助対象になりません。温度上昇を抑制する遮熱塗料等を使用した場合、補助対象とします。詳しくは、建設課にお問い合わせください。

Q15:配線工事が伴わないLED照明器具の取替えは、補助対象となりますか。

A15:照明器具のみの取替えも補助対象となりますが、製品の購入のみは対象になりません。 詳しくは、建設課にお問い合わせください。

Q16:カーテンの購入も補助対象となりますか。

A16: 一般社団法人日本インテリアファブリック協会が認定する機能性表示マークが表示された遮熱カーテンの 設置工事が補助対象になります。また、カーテンのみの購入は補助対象になりません。 詳しくは、建設課にお問い合わせください。

Q17:省エネ型エアコン、省エネ型衛生器具、高効率給湯器の設置工事とはどのようなものですか。

A17: 統一省エネラベルの省エネ基準達成率100%以上の製品を設置する工事になります。 製品のみの購入は補助対象になりません。詳しくは、建設課にお問い合わせください。

Q18:家庭用燃料電池の設置工事とはどのようなものですか。

A18: 一般社団法人燃料電池普及促進協会で登録された燃料電池を設置する工事になります。 製品のみの購入は補助対象になりません。詳しくは、建設課にお問い合わせください。

耐震対策工事について

Q19: 耐震対策工事を申請する場合、耐震診断を事前に受ける必要がありますが、耐震診断は誰が行うのですか。

A19: 耐震診断は無料です。耐震診断はあいおいニッセイ同和損害保険(株)から「耐震技術認定者」が派遣され 正確な診断を行いますのでご安心ください。現地調査は、住宅の外部、内部の調査に一日程度かかり、そ の後、診断結果が出るまでには1か月程度かかりますので、お早めに建設課へお申し込みください。 Q2O:耐震診断を行うと必ず補強設計や補強工事をやらなければいけないのですか。

A20:補強設計と補強工事は、耐震診断の結果、上部構造評点が1. O未満であった場合に必要となりますが、 実施については任意となりますので、まずはお気軽に耐震診断を行ってください。

Q21:補強設計や補強工事はどこにお願いすればいいですか。

A21:補強設計や補強工事については、耐震診断を行った診断士にお尋ねください。詳しくは建設課にお問い合わせください。

Q22:昭和56年以降の新耐震基準の住宅でも補強設計・補強工事はできますか。

A22:昭和56年以降の住宅でも補強工事はできますが、事前に耐震診断を受ける必要があります。耐震診断の対象は平成12年5月31日以前に着工された住宅です。詳しくは建設課までお問い合わせください。

Q23: 高齢の単身者です。使っている部屋が限られているので、そこだけの補強工事は可能ですか。

A23: 寝室だけを中心に1階だけを補強する部分補強工事も可能です。詳しくは建設課までお問い合わせください。

Q24: 耐震改修を行うと税金が控除されると聞きましたが本当ですか。

A24:昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、所得税の特別控除(工事に要した費用の10%相当額、最大25万円)を受けることができます。また、固定資産税の減額も対象となりますので、詳しくは建設課又は、市民税務課までお問合せください。

Q25: 高床式住宅は全て耐震診断できますか。

A25: 高床式住宅の診断も可能ですが、高床式には様々な形態がありますので、詳しくは建設課までお問い合わせください。

Q26:空き家を購入し、その空き家を除却する工事は対象になりますか。

A26:空き家を除却し、更地にするだけの工事は対象になりません。空き家を除却し、建て替えを行う工事は対象になります。詳しくは建設課までお問い合わせください。

妙高市 安全・快適住まいづくり支援事業 に関するお問合せは・・・

妙高市 建設課 建築住宅係

Tel 0255-74-0026(直通)

http://www.city.myoko.niigata.jp 妙高市ホームページより申請書のダウンロードができます。